

地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪はびきの医療センター

治験に係わる業務手順書 変更対比表

令和4年12月1日改訂

改訂前	改訂後
(治験の申請等) 第2条 2 (9) 治験の費用の負担に関する資料	削除および項目番号の繰り上げ
附 則 13. この手順書は、平成30年 8月 27日から施行する。 14. この手順書は、令和 4年 9月 1日から施行する。	附 則 13. この手順書は、平成30年 8月 27日から施行する。 14. この手順書は、令和 4年 9月 1日から施行する。 15. この手順書は、令和 4年12月 1日から施行する。